

下請法改正に向けた検討状況について

令和7年1月
公正取引委員会

下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化と下請事業者の利益保護**。

<下請法の適用対象となる取引>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<資本金区分>

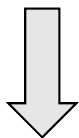
物品の製造・ 修理委託の 場合	親：資本金3億円超	下請：資本金3億円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超3億円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)
情報成果物作成・ 役務提供委託の 場合	親：資本金5千万円超	下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超5千万円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

- **親事業者の義務** : 発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為** : 受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

● 令和6年5月

自民党提言

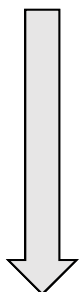


構造的な価格転嫁の実現に向けた提言

- 政務調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会、競争政策調査会の共同提言
- 「構造的な価格転嫁」を実現する観点から、下請法について、法改正による対応も含めて検討すべきである旨の提言

● 令和6年6月

閣議決定



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

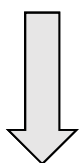
- 中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請法の制度改革も含め検討を進める旨の記載

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）

- 新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法改正の検討等を行う旨の記載

● 令和6年7月～

政府取組



企業取引研究会（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公取委・中企庁の共催）
- 現在まで5回の会合を開催。12月に6回目の会合を開催し、研究会報告書を取りまとめ予定

● 令和6年11月

閣議決定



国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

- 下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方や、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す旨の記載

早期に下請法改正法案の提出を目指して現在作業中

(参考) 企業取引研究会委員

企業取引研究会 委員名簿

座長	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科 教授
	渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役
渡部 恵	全国商工会連合会 産業政策部長	

(五十音順、敬称略、役職は令和6年7月19日現在)

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

企業取引研究会のスケジュール

7月	第1回（令和6年7月22日） <ul style="list-style-type: none">・円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について
9月	第2回（令和6年9月19日） <ul style="list-style-type: none">・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 1➢ 検討事項：①適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買ったたき規制の在り方） ②下請代金等の支払条件
10月	第3回（令和6年10月7日） <ul style="list-style-type: none">・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 2➢ 検討事項：③物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方 ④執行に係る省庁間の連携の在り方 第4回（令和6年10月24日） <ul style="list-style-type: none">・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 3➢ 検討事項：⑤「下請」という用語の見直し ⑥その他の論点
11月	第5回（令和6年11月26日） <ul style="list-style-type: none">・企業取引研究会における論点整理
12月	第6回（令和6年12月17日） <ul style="list-style-type: none">・企業取引研究会報告書案

下請法改正の主な方向性①

① 買ったたきに係る課題

主な課題

- コストが上昇している中で、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている。
- 現在の下請法の買ったたき規制は、市価の認定が必要なところ、市価の把握が難しい。

検討の方向性

- ◆ 下請法において、買ったたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

② 約束手形に係る課題

主な課題

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

検討の方向性

- ◆ 下請事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、廃止を待たずに下請法上、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについては、引き続き支払い手段として許容するが、支払期日までに下請代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）と引き換えることが困難であるものについては禁止する。

下請法改正の主な方向性②

③ 物流に係る課題

主な課題

- 荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化しているが、発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）であり、機動的な対応ができていない。

検討の方向性

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、下請法の対象となる新たな類型として追加する。

④ 各省連携に係る課題

主な課題

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行を拡充していくには不十分である。
- 「トラックGメン」などに通報した場合、下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

検討の方向性

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

下請法改正の主な方向性③

⑤ 「下請」という用語に係る課題

主な課題

- 下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

検討の方向性

- ◆ 下請法において、「親事業者」、「下請事業者」、「下請代金」等の用語を時代の情勢変化等に合わせた用語に改正する。

⑥ 適用基準に係る課題

主な課題

- 実質的には事業規模は大きいが、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない例がある。
- 自ら減資する／下請事業者に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる親事業者が存在する。

検討の方向性

- ◆ 下請法の適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。